県民税外)＋(2)＋(3)－(6))と(3)のうち
村民税外)－(6))と(4)のうち少ない金

を

道府県民税((1)＋(2)＋(3)－(6))と(3)のうち少ない金額)
市町村民税((5)－(6))と(4)のうち少ない金額)

に、

控除限度超過額又は個別控除限度超過額(6)－(5)－(５の外)

を

控除限度超過額又は個別控除限度超過額(6)－(5)

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第69条第２項、第３項若しくは第13項（外国税額の控除）、第81条の15第２項、第３項若しくは第８項（連結事業年度における外国税額の控除）又は第144条の２第２項、第３項若しくは第８項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈢の記載要領第１１号を削り、同第１２号中「「道府県民税((1)×(５％又は3.2%))又は別表六(三)付表一「28の④」(3)」」を「「道府県民税((1)×3.2%)又は別表六(三)付表一「28の④」(3)」」に改め、同号㈠中「平成26年10月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において」を削り、「第９条の７第６項本文」を「第９条の７第７項本文」に改め、「場合には「５％又は」を消し、同日前に開始した」を削り、「おいて同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は3.2%」を消す」を「あつては、「(1)×3.2%」により計算した金額を記載する」に改め、同号㈡中「第９条の７第６項ただし書」を「第９条の７第７項ただし書」に改め、同号を同第１３号とし、同第四号中「「市町村民税(((1)×(12.3%又は9.7%))又は別表六(三)付表一「28の⑤」(4)」」を「「市町村民税(((1)×9.7%)又は別表六(三)付表一「28の⑤」(4)」」に改め、同号㈠中「平成26年10月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において」を削り、「第48条の13第７項本文」を「第48条の13第８項本文」に改め、「場合には「12.3%又は」を消し、同日前に開始した」を削り、「おいて同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は9.7%」を消す」を「あつては、「(1)×9.7%」により計算した金額を記載する」に改め、同号㈡中「第48条の13第７項ただし書」を「第48条の13第８項ただし書」に改め、同号を同第１４号とし、同第五号㈠中「第69条第５項」を「第69条第10項（法第144条の２第６項において準用する場合を含む。次号(1)において同じ。）」に改め、同号㈡中「第69条第７項」を「第69条第12項（法第144条の２第７項において準用する場合を含む。次号(2)において同じ。）」に改め、同号を同第四号とし、同第六号㈠中「第69条第５項」を「第69条第10項」に改め、同号㈡中「第69条第７項」を「第69条第12項」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

別表六㈢付表１の表中

法人税の控除限度額(別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」)

を

法人税の控除限度額(別表六(二)「16」、別表六(五の二)「12」、別表六の二(二)付表「13」、別表六の二(二の二)付表「９」又は別表六の三「11」)

に改め、同表の記載要領第１号中「内国法人又は連結法人」を「法人」に、「第９条の７第６項ただし書」を「第９条の７第７項ただし書」に、「第48条の13第７項ただし書」を「第48条の13第８項ただし書」に改め、同第１１号中「「法人税の控除限度額(別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」)(1)」」を「「法人税の控除限度額(別表六(二)「16」、別表六(五の二)「12」、別表六の二(二)付表「13」(1)に、「「12」の」を「「16」又は別表六(五の二)の「12」の」に、「「９」の」を「「13」又は別表六の二(二の二)付表の「９」の金額を、当該外国法人の各事業年度にあつては別表六の三の「11」の」に改める。

別表六㈢付表１１の記載要領第１号中「第69条第５項」を「第69条第10項」に改め、「の繰越控除限度額等)」の次に「(外国法人が法第144条の２第６項（外国法人に係る外国税額の控除）において準用する場合を含む。)」を加え、同第１３号中「「９」又は別表六の二(二)付表の「３」」を「「15」、別表六(五の二)の「11」、別表六の二(二)付表の「11」、別表六の二(二の二)付表の「７」又は別表六の三の「10」」に改める。

別表六㈢付表１１の記載要領第１号中「第69条第７項」を「第69条第12項」に改め、「とされる繰越控除限度額等)」の次に「(外国法人が法第144条の２第７項（外国法人に係る外国税額の控除）において準用する場合を含む。)」を加え、同第１１号中「「９」又は別表六の二(二)付表の「３」」を「「15」、別表六(五の二)の「11」、別表六の二(二)付表の「11」、別表六の二(二の二)付表の「７」又は別表六の三の「10」」に改める。

別表六㈣の記載要領第１号中「内国法人」を「法人」に、「控除）の規定の適用を受ける場合（連結法人が法」を「控除)、」に、「の規定の適用を受ける場合を含む。)」を「若しくは第144条の２第１項から第３項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合」に、「に定める」を「(令第195条第４項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）において準用する場合を含む。)に定める」に、「同条第７項若しくは第８項若しくは令第155条の27第５項若しくは第６項」を「令第142条の２第７項各号若しくは第８項各号、第155条の27第５項各号若しくは第６項各号」に、「)に規定する」を「)若しくは第195条第５項各号に掲げる」に改め、同表の次に次の１表を加える。